

## 「出前講座」通信 No.4 「コロナ禍で子どもを育てる」



ネットにつながる時間が増えたことで、改めて親子で確認をしなければいけない点が増えてきます。

その中から今回はオンラインゲームの『課金』と『利用規約』の2点について考えていきましょう。

### 「オンラインゲームの課金」

一ヶ月で数十万円の課金をしてしまった子や高額課金に驚いて警察に相談にいった保護者など、オンラインゲームの課金トラブルは人ごとではありません。ひよっとしたら、このコロナ禍で万単位の課金をしてしまっ

た小・中学生や高校生が身近にしているのではないかと心配しています。



■どのように高額課金をしたか  
ゲーム課金のトラブル相談には

① 携帯電話会社の明細があまりに高額だったので確認すると、**キャリア決済で課金**していた

(携帯電話料金との合算決済のこと)

② 課金ができないように管理していたけれど、**端末にクレジットカードの情報**が残っていて、オンラインゲームにカードからお金を使っていた親のスマホでゲームをしていて、画面上に出てくる**コインが有料**だと知らずに課金していた

(低年齢化が想像できます)

④ 保護者が**普段使っているスマホを子どもが利用**しゲームで数回課金、メールが届いてとても払えない高額に驚き、キャンセルはできないか

保護者の知らないところで**キャリア決済やカード決済**を使って「まさか」と思うほど簡単に子ども達が課金している(できている)点に共通点があります。「改善」すべき点はどこでしょう。

■家庭での対策

① スマホの管理、**クレジットカード情報の管理**などを見直す

② オンラインゲームの課金方法、**使用アプリやゲーム内容を保護者も把握し確認**する

③ 一ヶ月の家計収支を話して聞かせるなどして、子どもに**お金の大切さ(価値観)**を育てる

④ 端末機には年齢に応じた**フィルタリング**をつける(保護者の責務)

保護者のスマートフォンにはフィルタリング機能が使われていないことが多く、ゲーム利用の年齢も子どもに設定していないので課金条件の適用も効きません。決済も簡単にできてしまいます。課題は様々ですが、子どもたちが安全に利用できるように、親子一緒に対策をたて、ルールを共有して成長に応じて見直していきましょう。



「オンラインゲームの『利用規約』

課金以外のトラブルの多くは「利用規約」に係わるものが圧倒的です。この点を踏まえ親子でオンラインゲームの『利用規約』を読む時間を持ちましょう。



■『利用規約』の中身には

- ① いじめにつながる行為
- ② 暴言（ボイスチャット等）
- ③ 誹謗中傷（人権や名誉への攻撃）
- ④ 個人情報（漏洩・暴露（肖像権他プライバシーの侵害など）
- ⑤ 年齢の詐称（偽り）
- ⑥ ID 交換や売買
- ⑦ アイテム購入などの強要

など、利用にあたっての禁止事項が、丁寧に書かれています。にもかかわらず、読んでないために適切に使われず遊び友だちとトラブルになっています。

『利用規約』内容に照らし、どんな行為が規約違反かを使う前に子どもと保護者で理解し、共有しておかなければいけません。

■アイテム購入の強要や交換、ID やパスワードの譲渡など

これらは法律に照らししても違反です。お子さんの周りでは、これらに該当しそうな使い方がないかどうか話し合い、上手に情報を入力・交換して、一緒に振り返ってみるのがよいでしょう。

利用規約をパスして使わせていた保護者の方は、『ゲーム利用規約』を子どもと一緒に確認してください。保護者の責任が問われる内容が、盛りだくさんです。知らなかったでは済まされない事もあります。お子さんの使っているゲームやアプリの『利用規約』には必ず目を通しましょう。



〔基本的質問です〕

- Q1 ユーチュートの適正年齢は？
- A1 ( ) 歳以上です

- Q2 「私は(A1)歳を過ぎているし、親の許可(同意)も貰っているから観ても大丈夫！」○か×か△か？
- A2 ( )

問題はさまざまな動画サイトの内容一つ一つが、適正年齢や利用規約に触れていないかどうかです。適正年齢を超えている映像や人格を否定する言葉が使用されたり、モラルを逸脱した投稿など利用規約に違反する内容を視聴したり、自ら投稿してしまったりしていいかどうかです。

アプリやサイト運営会社でもチェックはしていますが追いつかないのが現状です。現実とバーチャルの世界の中で豊かな心と判断力を伸ばしていくには、指導や連携が必要です。なりすましましや、下心を持つ大人は、そこを住みかにはしているのです。

\*基本的質問の回答は A1(13)・A2(△)

【あとがき】 次号では、少年期における『ネット依存、その受け止め』について考えます。

\*少年育成センター 228-8547